

金属労協各産別の要求内容

2009年1月8日 金属労協労働政策局

	金属労協	自動車総連	電機連合														
機関決定	第51回協議委員会(2008.12.3)	第76回中央委員会(2009.1.15)	第95回中央委員会(2009.1.29~30)														
要求提出	集計登録組合を中心に2月24日まで	2月末日まで(拡大戦略会議登録組合は2月18日 車体・部品部門は2月25日まで)	2月19日まで														
賃金	<p>2009年闘争では、日本経済を支える金属産業にふさわしい賃金水準の実現と、物価上昇による実質生活の低下を補い、働く意欲と士気の高揚につながる賃金改善の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各産別は、金属産業の賃金実態や産業内の賃金格差等を踏まえ、賃金水準の向上と格差是正のための賃金改善に取り組む。 実質生活の維持を図るため物価の上昇に見合う要求を行う。 中堅・中小労組の底上げと格差改善を図り、金属産業全体の労働条件を高めるための取り組みを行う。 グループ・関連企業等の賃金改善に波及効果を高めるため、賃金改善に関する諸課題について労使協議を行う。 <p>あるべき水準 (基本賃金・技能職基幹労働者(35歳相当))</p> <table border="0"> <tr> <td>目標基準</td> <td>338,000円以上</td> </tr> <tr> <td>標準到達基準</td> <td>310,000円以上</td> </tr> <tr> <td>最低到達基準</td> <td>標準到達基準の80%程度</td> </tr> </table> <p>すべての組合は賃金実態の点検を行い課題の把握と改善に努めるとともに、賃金制度の確立していない組合は早期の確立に向けて通年活動として取り組む。</p>	目標基準	338,000円以上	標準到達基準	310,000円以上	最低到達基準	標準到達基準の80%程度	<p>○平均賃金引上げ 各組合は、目指すべき内需主導の経済への転換を重視するとともに、生産性の向上、格差・体系の是正・整備、物価動向、産業情勢など、様々な観点を総合勘案し、4,000円以上の賃金改善分を設定することを基本とする。</p> <p>○個別ポイント絶対水準要求 技能職中堅労働者(中堅技能職)の現行水準を維持した上で、各組合は、水準向上や格差・体系是正に向け、賃金改善分を設定することを基本とする。</p> <p><技能職中堅労働者(中堅技能職) 銘柄の目指すべき水準></p> <table border="0"> <tr> <td>プレミアム基準</td> <td>371,000円</td> </tr> <tr> <td>目標基準</td> <td>328,000円</td> </tr> <tr> <td>スタンダード基準</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>到達基準</td> <td>261,000円</td> </tr> </table>	プレミアム基準	371,000円	目標基準	328,000円	スタンダード基準	292,000円	到達基準	261,000円	<p>賃金体系の維持をはかったうえで、賃金水準の改善を行う。</p> <p>【統一要求基準】 「開発・設計職基幹労働者賃金」(基本賃金) [スキル・能力基準:レベル4、年齢要素:30歳相当]</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標水準 310,000円 到達水準 270,000円 水準改善額 4,500円以上 <p>【統一目標基準】 「製品組立職基幹労働者賃金」(基本賃金) [スキル・能力基準:レベル4、年齢要素:35歳相当]</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標水準 290,000円 到達水準 250,000円 水準改善額 『各社の賃金体系を踏まえ、「開発・設計職基幹労働者賃金」の水準改善額に見合った額とする』
目標基準	338,000円以上																
標準到達基準	310,000円以上																
最低到達基準	標準到達基準の80%程度																
プレミアム基準	371,000円																
目標基準	328,000円																
スタンダード基準	292,000円																
到達基準	261,000円																
一時金	<ul style="list-style-type: none"> 安定生活の確保に向けた要求の基本は年間5カ月とする。 最低獲得水準は年間4カ月とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間5カ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。 要求の基礎は、賃金引上げ後の基準内賃金とする。 最低保障制度を確立することとし、水準については40%以上とする。 	<p>「夏冬型年間協定方式」を基本として、平均で年間5カ月分を中心とする。産別ミニマム基準は4カ月分とする。</p> <p>パートタイム・有期契約労働者の一時金についても組合員に見合って引き上げるよう改善に努める。</p>														
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働の削減に向けて、36協定における特別条項の厳格な運用も含めて労働時間管理の徹底を図る。 年次有給休暇の付与日数増・取得促進、長期休暇制度の導入など総実労働時間短縮のための具体的な施策に取り組む。 休日の増加、1日の労働時間短縮などによって所定労働時間1800時間台の実現を図る。 時間外労働割増率引き上げ要求は連合共闘方針に沿って取り組む。 時間外労働割増率引き上げの継続協議は法律改正の動向なども勘案し産別方針に基づき取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 所定労働時間1,952時間未達成組合は、引き続きその達成に向けて全力で取り組む。 年次有給休暇の完全取得に向けた取り組みを推進する。 所定外労働時間の削減に向けた取り組みを推進する。 労働時間に関する労使協議の場の設置などの、取り組みの基盤整備を推進する。 時間外割増については、団体交渉・労使協議等の場において、法改正の内容を踏まえ労使議論を行う。 自動車総連としての時間外割増の取り組みについては、具体的取り組み内容の一層の深化など、2009年労働諸条件改善の取り組み以降に向けた準備を進めていく。 	<p>○時間外割増率 現行の割増率が産別基準(平日30%、休日45%、深夜30%)達していない組合は、この水準に向けた改善に取り組む</p> <p>○総実労働時間の短縮 年間所定労働時間1,800時間台の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇及び多目的特別休暇の合計25日に向けた改善 時間外削減・年休取得向上への労使協議推進 時間管理の適正化 														
ミナム運動	<ul style="list-style-type: none"> JCMニミナム(35歳)は210,000円とする。 全企業連単組が18歳以上を対象とする企業内最低賃金協定の締結と水準の引き上げを図るため計画的な取り組みを行う。 高卒初任給に準拠する水準を基本とし、月額154,000円以上とする。 時間額協定の場合は、上記月額水準を所定労働時間で除した水準とし、975円以上とする。 すべての産別最低賃金について金額改正を行い、積極的に新設に取り組む。 	<p>○企業内最低賃金協定の締結 18歳最低賃金:154,000円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準未達成の組合は、基準額以上での協定化を目指す。 基準達成の組合は、「産別最低賃金」の金額改定を念頭に上積みを図り、高卒初任給に準拠した水準での協定化を目指す。 <p>○年齢別最低保障賃金</p> <table border="0"> <tr> <td>20歳</td> <td>159,000円</td> <td>25歳</td> <td>178,500円</td> </tr> <tr> <td>30歳</td> <td>212,000円</td> <td>35歳</td> <td>235,000円</td> </tr> <tr> <td>40歳</td> <td>253,500円</td> <td>45歳</td> <td>262,500円</td> </tr> </table>	20歳	159,000円	25歳	178,500円	30歳	212,000円	35歳	235,000円	40歳	253,500円	45歳	262,500円	<ul style="list-style-type: none"> 産別最低賃金 18歳見合い水準155,500円 ○年齢別最低賃金(基本賃金) 25歳最低賃金は177,500円以上 40歳最低賃金は224,500円以上 ○高卒初任給 160,000円以上 ○大卒初任給 208,500円以上 ○技能職群(35歳相当)ミニマム基準 210,000円 		
20歳	159,000円	25歳	178,500円														
30歳	212,000円	35歳	235,000円														
40歳	253,500円	45歳	262,500円														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と家庭の両立支援の充実 ○非正規労働者の受け入れに関する労使協議の強化、非正規労働者の労働条件改善と組織化の取り組み ○60歳以降の就労確保 ○安全衛生体制の充実と労災付加補償 ○退職金・企業年金制度への対応 ○裁判員制度への対応 		<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み ・仕事と家庭の両立支援 ・キャリア開発支援、社会貢献・地域貢献のための各種制度の導入・整備 ○エイジレス社会を展望した雇用延長の実現 ○派遣・請負労働者等受入れに関する労使協議 ○裁判員制度導入への対応 														

	JAM	基幹労連	全電線
機関決定	第13回中央委員会 (2009.1.15~16)	第6回中央委員会 (2009.2.18~19)	第179回中央委員会 (2009.1.30)
要求提出	2月24日	2月20日にできるだけ集中して要求提出	2月24日
賃金	<p>月例賃金について、消費者物価上昇分に各種是正分を加えた、ベースアップを要求する。</p> <p>賃金構造維持分に加えて4,500円以上のベースアップを要求する。</p> <p>○個別賃金水準要求 標準労働者要求 30歳 264,500円 35歳 309,500円 JAM一人前ミニマム基準 18歳 158,000円 20歳 172,500円 25歳 208,500円 30歳 244,500円 35歳 274,500円 40歳 299,500円 45歳 319,500円 50歳 339,500円</p> <p>○平均賃上げ要求基準 9,000円以上</p> <p>○直雇用非正規労働者賃金の引き上げについては、企業内最低賃金協定との調整をはかりながら、正規労働者と同じ考え方に基ついてその処遇の改善をめざす。</p>	<p>・個別年度における取り組みとして、条件が整った業種別組合は積極的に格差改善を果たすとともに産別としてその実現に向けてバックアップする。</p> <p>・AP08時点で継続協議となっている場合は、AP09期間内での決着を目指し取り組む。</p> <p>・単年度取り組みの場合は、賃金改善の要求額は2年を一つの単位として3,000円を設定したことやAP08の実績を考慮して取り組む。</p> <p>・定期昇給については、制度的な定期昇給の実施およびその確認を確実に進行。</p> <p>○産別基準への到達取り組み・格差改善</p> <p>・格差改善の観点を中心に、条件の整う組合はその実現に向けて取り組む。要求設定にあたっては、同業組合や総合組合の賃金水準などを考慮する。</p>	<p>・生活の維持・向上の観点から「定期昇給をはじめとする賃金構造維持分を確保」したうえで「賃金改善」に取り組む。</p> <p>・賃金改善については、物価動向等を考慮し実質賃金を確保していくことを基本に、賃金制度上における課題も含め、各単組の実態に即し賃金原資増額の取り組みを行う。</p> <p>・電線産業にふさわしい賃金水準に実現に向け、中期的にJCの設定する基幹労働者の「あるべき水準」をめざす。</p> <p>・中小組合等の賃金改善についても、連合方針に基づき、賃金構造維持分に加え、物価上昇や生活維持分確保に重点をおいた要求とする。なお、賃金構造維持分が制度上で確保されていない単組は9,000円以上(賃金カーブ維持分4,500円含む)の取り組み指標を参考とする。</p>
一時金	<p>・年間5ヵ月基準、半期2.5ヵ月基準</p> <p>・最低到達基準として、年間4ヵ月または半期2ヵ月。</p>	<p>JCの「年間5ヵ月を基本」とする考え方を踏まえる。構成要素は「生活を考慮した要素」と「成果を反映した要素」とし、「生活を考慮した要素」は年間4ヵ月程度とする。</p> <p>「成果を反映した要素」を捉えた時に、各要求方式で示した水準以上をめざすことができる組合は、その増額について取り組む。</p> <p>・金額要求方式 生活を考慮した要素：120万円ないし130万円 成果を反映した要素：40万円を基本に設定</p> <p>・金額+月数要求方式：40万円+4ヵ月</p> <p>・月数要求方式：5ヵ月</p> <p>・業績連動型決定方式については、AV2010の考え方を踏まえる。</p>	<p>・年間一時金は、「生活保障部分(固定部分)」と「成果反映部分(変動部分)」とに分けて要求を設定する。</p> <p>・最低保障方式は産別ミニマム基準年間4ヵ月</p> <p>・平均方式は、生活保障部分と成果反映部分を併せて年間5ヵ月中心とし、産別ミニマム基準は年間4ヵ月とする。</p>
労働時間	<p>・月45時間を超える所定外労働時間に対する通常残業増率を50%に引き上げる。すべての休日割増率を50%以上に引き上げる(「月45時間」の中身は通常残業時間と休日労働時間の合計とする)。</p> <p>・労働時間管理体制の徹底と労働時間の短縮や年休取得促進運動に関わる職場環境整備等に向けた要求を行う。</p>	<p>○産別基準への到達取り組み・格差改善</p> <p>・年間所定労働時間については、総合組合水準への到達をめざし、各業種別部会・個別組合の実情に応じて「休日増」「1日の労働時間短縮」の要求を設定する。</p> <p>・年次有給休暇初年度付与日数20日とすることをめざし、付与日数の増加をはかる。</p> <p>・時間外・休日勤務割増率は、各業種別部会・個別組合の実情に応じて要求を設定するものとし、その内容は総合組合や同業組合の水準を勘案する。</p>	<p>・時短各項目について「全電線中期時短方針」達成目標の早期達成に向けて積極的に取り組む。</p> <p>・時間外労働時間規制の厳守および平均時間外労働時間の圧縮、年次有給休暇の取得促進など積極的に取り組み、早急に年間総実労働時間1900時間台の実現をめざす。</p> <p>・労働時間の管理・徹底については、具体的な対応策を図るとともに、36協定特別条項の適正な運用が図られるよう取り組みを強化する。</p> <p>・長時間労働は正については、継続協議の内容を踏まえながら実効性のある取り組みを進める。時間外労働割増率引き上げについては、労働基準法改正の動向を把握するとともに、連合・JCの取り組み方針を踏まえ対応する。</p>
ミニマム運動	<p>・企業内最低賃金協定を締結していない単組では、①18歳以上最賃協定②全従業員協定③年齢別最賃協定のいずれかについて協定の締結を要求する。</p> <p>・協定金額に関する基準 ①ベースアップ分として2,000円以上を加えた18歳正規労働者月例賃金を所定労働時間で割戻した時間額 ②時間額910円に地域別最低賃金全国加重平均に対する各都道府県最低賃金の比を乗じた額</p> <p>・年齢別最低賃金 18歳 158,000円 25歳 167,000円 30歳 195,500円 35歳 219,500円</p>	<p><企業内最低賃金></p> <p>・未協定組合は協定化に取り組む。</p> <p>・18歳最低賃金の改定に取り組む組合は、高卒初任給に準じた水準をめざし増額をはかる。また月間の所定労働時間を踏まえた時間額を協定に盛り込む。</p> <p>・年齢別最低賃金は、18歳：100として、20歳：105、25歳：120、30歳：130、35歳：140、40歳：150、45歳：160をめざす。</p> <p><JCミニマム(35歳)></p> <p>必要に応じ35歳以上者の所定内賃金で実態把握を行う。改善が必要な場合には、是正に向けて労使で話し合う。</p>	<p>・単組の主體的な取り組みのもと公平・公正な賃金制度の整備・確立を図るとともに、年齢別最低保障賃金について検証を含めた取り組みを行う。</p> <p>・初任給については、個別賃金強化の観点から、賃金管理の出発点であることを重視し、18歳高卒正規入社者初任給に取り組む。</p> <p>・企業内最低保障賃金については、18歳の位置づけで協定化を図るとともに、具体的水準については、到達闘争として154,000円以上に引き上げる。また各単組は地域別最低賃金の引き上げ状況を踏まえ最低賃金の把握・検証に努める。</p> <p>・JCミニマム(35歳)の取り組みを推進する。</p>
その他	<p>・裁判員制度に掛かる特別有給休暇制度の導入</p> <p>・税制適格年金制度廃止に向けた退職金・企業年金制度の整備</p>	<p>○産別基準への到達取り組み・格差改善</p> <p>・労災付加補償死亡弔慰金3,400万、通災付加補償死亡弔慰金1,700万</p> <p>・裁判員制度に対応する100%賃金補償の特別休暇導入</p> <p>・ボランティア休暇制度の創設</p> <p>・60歳以降就労の労使協定化</p>	<p>・退職金引き上げ</p> <p>・次世代育成支援</p> <p>・60歳以降の雇用確保</p> <p>・非正規労働者への対応</p> <p>・裁判員制度への対応</p>

	連合
機関決定	第54回中央委員会 (2008.12.2)
要求提出	2月末まで
賃 金	<p>○賃金改定の要求と取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金カーブ維持分を確保したうえで、物価上昇(2008年度の見通し)に見合うペアによって、勤労者の実質生活を維持・確保することを基本とし、マクロ経済の回復と内需拡大につながる労働側への成果配分の実現をめざす。 ・中小・下請労働者の格差是正、非正規労働者の処遇改善や正社員化に向けて産別の指導のもと取り組みを展開する。 ・18歳高卒初任給の参考目標値 164,000円 <p>○中小・地場組合の賃金改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・到達すべき水準値 25歳 185,000円 30歳 210,000円 35歳 240,000円 40歳 265,000円 <p>・賃金引上げ要求目安</p> <p>賃金カーブの算定が可能な組合</p> <p>1 段目…賃金カーブ維持分</p> <p>2 段目…ベースアップ分(物価上昇見合い分)</p> <p>3 段目…格差是正分</p> <p>賃金カーブの算定が困難な組合</p> <p>9,000円以上とする。なお、賃金カーブ維持分4,500円を含む。</p> <p>○パート労働者等の待遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のア)からウ)のいずれかに取り組む。 ア) 絶対額1,000円程度 イ) 但し、単組が取り組む地域ごとの水準については、構成組織は現状を踏まえ中期的に「連合リビングウェッジ都道府県別の水準」を上回るよう指導する。 ウ) 引上げ額…30円程度(引き上げ額は定昇込みの金額とする)
一時金	
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・休日増をはじめとする所定労働時間の短縮、時間外労働時間の削減、年に有給休暇の取得促進、労働時間管理の徹底など、産業の実態に合わせて取り組み、連合「中期時短方針」の目標の達成をはかるよう努める。 ・2009年度までに中期時短方針の目標達成に向け、次の取り組みを強化する。 ①年間所定労働時間を2000時間以下とする。 ②年次有給休暇初年度付与日数15日以上、年次有給休暇取得日数の低い組合員の取得促進をはかる。 ③時間外労働等の割増率が法定割増率と同水準にとどまっている場合、上積みをはかる。 ・割増率は、連合「中期時短方針」の目標の達成に向け、今次春季生活闘争においても共闘を立ち上げ運動を推進する。
ミニム運動	<p>○企業内最低賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全従業員対象の企業内最低賃金協定の締結を連合リビングウェッジの水準を目標に行う。 ・法定特定最賃の引き上げに結びつく企業内最低賃金協定を締結する。連合リビングウェッジの水準を上回るものとし、その産業にふさわしい水準とする。 <p>○法定最低賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低限の生活が可能最低賃金水準の実現に全力をあげる。
その他	<p>○ワークルールの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令の遵守の徹底 ・快適な職場づくり ・労働時間管理の徹底 ・管理監督者の取り扱いの適正化 ・65歳までの雇用確保 ・改正均等法の定着と両立支援の促進 ・裁判員休暇(有給)制度に関する労働協約の締結